

平川市食器洗い乾燥機貸借・定額利用補助金のご案内



食洗機の導入により、家事負担の軽減や家族のコミュニケーションの充実など子育て世帯のウェルビーイング向上に寄与することを目的として食洗機のレンタルやサブスクリプションサービスに係る費用の一部を補助します。

●対象となる人

次の①～③の全てを満たす方が対象です

- ① 資格認定申請日において、平川市に住民登録している子育て世帯
＊子育て世帯…18歳未満の子どもがいる世帯。
- ②居住地において使用することを目的として、食洗機のレンタル・サブスクリプションサービス契約をした方（個人間契約を除く）
- ③市税等を滞納していない方（同居親族を含む）
※過去に当該補助金の交付を受けた者及びその者と生計を同一にする者は対象外となります。

●補助対象経費・金額

交付申請年度に食洗機のレンタル・サブスクリプションサービスに要した経費の2分の1（ただし1月あたり1,500円を上限とする）

※経費総額に百円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨てます。

途中解約による違約金や送料等は補助の対象外となります。

●補助対象期間

最大36か月



●申請期間

資格認定申請（初年度のみ）：4月1日～3月末まで

交付申請（各年度必要）：3月分の支払い完了後～翌年度4月末まで

※支払い完了が年度末以外の場合は、支払い完了後から翌年度4月末までに交付申請が可能です。 申請手続きの詳細・補助金額の考え方は裏面をご覧ください

詳しくはコチラから



やっぱりここだね、
平川市
NOSTALGIC CITY HIRAKAWA

【お問い合わせ先】

平川市総務部 政策推進課 政策推進係

☎0172-55-5737

✉seisaku@city.hirakawa.lg.jp



●申請手続き

①資格認定申請 :補助対象者の要件に該当する者として認定を受けるための申請をします。

◎申請期限: 4月1日から3月末日まで



【必要書類】

- 平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金資格認定申請書(様式第1号)
- 食洗機の賃貸借・定額利用の状況が確認できる書類(契約者名、契約メーカー、契約品名、契約期間、契約金額または月額利用料が確認できるもの)の写し
- 食洗機設置後の状況が確認できる写真
- マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認書類(電子申請の場合)

①資格認定申請は、初年度のみ手続きが必要です！



②交付申請兼交付請求 :対象経費の支払いが分かる書類を添えて交付申請・請求します。

◎申請期限: 各年度3月分の支払い完了後～翌年度4月末まで



【必要書類】

- 平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)
- 補助対象経費の支払い金額等を証する書類の写し
- 交付申請年度の前年度納税証明書
※市の保有する公簿により市税等の納税状況が確認できない場合のみ
- 口座番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し



③補助金の受給 :指定の口座へ補助金が振り込まれます。

②～③は各年度手続きが必要です。

・補助金額の考え方

(1) 月額利用料: 2,720円 12か月分支払った方の補助金額 → **16,300円**

$$\cdot 2,720\text{円} \times 12\text{か月} = 32,640\text{円} \div 32,600 \div 2 = \mathbf{16,300\text{円}}$$

(2) 月額利用料: 4,980円 6か月分支払った方の補助金額 → **9,000円**

$$\cdot 1,500\text{円} \times 6\text{か月} = \mathbf{9,000\text{円}}$$

(3) レンタル期間が1か月未満(ワンタイムプラン等)で契約金額9,880円を支払った方の補助金額 → **1,500円**